

番号：19a00355

国名：スリランカ

担当：地球環境部防災グループ防災第二チーム

案件名：ケラニ川流域開発計画に基づく防災の主流化促進プロジェクト詳細計画策定調査  
(防災・治水計画)

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：防災/治水計画
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年8月中旬から2019年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.93M/M、合計 1.43M/M
- (3) 業務日数：準備期間 5日 現地派遣期間 28日 整理期間 5日

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月31日(水)(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き) ([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)) をご覧ください。  
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年8月13日(火)までに個別に通知します。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	防災・治水計画に関する各種業務
対象国／類似地域	スリランカ／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

スリランカ国は地形的・気象的特徴から洪水、地すべり、干ばつといった自然災害に対し脆弱であり、加えて気候変動の影響も懸念される。2016 年 5 月に発生した豪雨によるケラニ川流域等における洪水及び中部地域山間部における土砂災害では、死者 100 名以上、経済被害約 700 億円以上が発生した。また、2017 年 5 月に発生した豪雨による洪水・土砂災害では死者 200 名以上という甚大な被害を受けており、自然災害への対応が持続的な開発を進める上で喫緊の課題となっている。

災害による被害を低減するため、2004 年のスマトラ沖地震・津波を契機として、スリランカ国政府は災害対策法の制定、国家防災委員会、災害管理省、災害管理センターの設立等を通じた災害対策強化に取り組んでいる。また 2013 年には防災主流化を目指し、国家災害管理計画 (National Disaster Management Plan : NDMP) 2013-2017 が制定され、行政レベル別・セクター別災害管理計画の策定、各種委員会の設置等が規定されている。そして NDMP のアクションプランという位置づけで国家総合災害管理プログラム (Sri Lanka Comprehensive Disaster Management Program : SLCDMP) 2014 -2018 が策定され、NDMP の実施に際して生じる具体的課題と対応策、担当機関、必要予算額、実施時期、評価指標等が記載されている。しかし、SLCDMP に記載はされているが、未承認ないし予算配賦が行われていない事業が多い。また地方レベルにおいても、依然として災害発生後の事後対応が中心であり、事前防災投資や防災の視点を取り入れた開発は進んでいない。

以上の状況を踏まえ、JICA が実施した「防災セクター情報収集・確認調査 (2016-2017)」では、仙台防災枠組に基づき、スリランカにおける災害リスク低減に向けた道筋を防災ロードマップという形で明確化した。防災ロードマップでは、河川流域において流域全体を念頭に置いて各県・自治体が域内の具体的な防災計画を作成・実行するとともに、防災主流化を進めるべき旨が提言されている。

係る状況のもと、スリランカ国政府より、主要都市であるコロンボを含むケラニ川流域を対象とした、流域全体を念頭に置いた地方防災計画を策定し、防災主流化促進を図るた

めの支援が要請された。

今回実施する詳細計画策定調査は、本業務従事者に加えて別途派遣予定の評価分析分野の団員とともに関連情報を収集・分析した上で、調査団員として派遣される JICA 職員とともに本プロジェクトに係る協力枠組み、実施体制、成果と活動等を整理する。整理内容を踏まえてプロジェクト内容を先方実施機関と確認・協議し、協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に理解した上で、他の団員と協力・調整しつつ、担当分野に関わる協力計画策定のための必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2019年8月下旬）

- ① 要請書等から要請背景及び内容を把握する。
- ② 担当分野に係る既存の文献、関連報告書、類似する事業等の報告書等の収集・分析・内容把握を行う。また、JICA の類似案件の成果、課題、教訓を把握する。
- ③ 上記をもとに現地調査で相手国の実施機関（災害管理センター：DMC）及び関係機関から情報収集すべき内容を検討し、調査事項を整理する。
- ④ 担当分野に係る相手国関係機関等と他ドナーへの事前質問項目（案）（英文）と収集すべき資料リスト（案）（英文）を作成する。作成した事前質問項目（案）（英文）、収集すべき資料リスト（案）（英文）は、現地派遣 1 週間前迄に JICA に提出することとする。
- ⑤ プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）素案（和文、英文）、PO（Plan of Operation）案（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文）の担当分野関連部分を検討する。
- ⑥ 調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地派遣期間（2019年9月上旬～9月下旬）

- ① JICA スリランカ事務所との事前打合せを行う。
- ② 他団員と協力し、各ヒアリングの議事録作成及び担当分野に係る情報・資料を収集し、現況を把握し、整理・分析する。具体的な情報収集内容は以下のとおり。

#### 【防災セクター概要】

- (ア) スリランカの防災に係る法制度・防災政策・上位計画と本プロジェクトの位置づけ
- (イ) 実施機関である DMC と上位省庁である災害管理省及び中央防災関係機関の組織体制、人員、予算とそれぞれ所掌業務、役割分担の現状
- (ウ) スリランカにおける地方防災計画策定・実施に関する法制度、組織体制と役割分担、権限、指揮系統
- (エ) 防災分野における他ドナーの援助動向・本プロジェクトとの連携可能性の

検討

- (オ) 防災分野における JICA プロジェクトの進捗状況と本プロジェクトとの連携可能性の検討

【貧困削減・社会開発】

- (カ) 災害時に特に配慮が必要とされる高齢者、女性、子供、障害者等への配慮の状況
- (キ) 防災対策における気候変動リスク及びそれに対する対策の考慮の有無と実施状況

【安全管理】

- (ク) 本体事業における安全対策を計画・積算するための情報

【防災関連分野における予算状況】

i. 中央レベル

- (ケ) 財務当局による全体予算から防災関連セクターへの予算配分プロセス、防災関連セクターにおける予算配分のシーリング値の近年の実態とその決定クライテリア
- (コ) 他ドナーにおける防災関連事業への予算獲得に係る支援の現状
- (サ) 防災関係省庁・実施機関内における予算要求のプロセス
- (シ) 中央政府のケラニ川流域における各セクターへの予算配分、優先順位付けのクライテリア、予算配分における防災関連事業の位置づけの現状

ii. 地方レベル（ケラニ川流域における現場調査を計 10 日程度行う予定）

- (ス) ケラニ川流域の地方自治体及び中央政府の管轄下である県・郡の組織体制、人員、予算、所掌業務
- (セ) ケラニ川流域における地方自治体の各セクターへの予算配分プロセスとシーリング値の近年の実態
- (ソ) ケラニ川流域の自治体の開発計画と開発計画委員会の活動、開発計画への配分予算と予算獲得のプロセスの現状

【現場調査対象地における防災関連分野の現状】

- (タ) ケラニ川流域における災害による人的・経済的被害の状況並びにハザード及びリスク分析の実施状況とその信頼性
- (チ) ケラニ川の土地利用規制を含む洪水対策及び治水計画の現状
- (ツ) ケラニ川流域における防災関係機関の優先政策、事業計画、事業実施状況、防災関連事業への予算配分及び使用用途の現状、今後の事業実施見込み
- (テ) ケラニ川流域における地方自治体職員、DMC や関係機関の地方出先機関の職員の実際の担当業務、能力及び各関係機関の関係性
- (ト) ケラニ川流域における世界銀行による Climate Resilience Improvement Project の成果及び Climate Resilience Improvement Project 2 の進捗状況

【収集した情報に基づく分析】

- (ナ) 本体事業におけるパイロットエリア選定のためのクライテリア案の作成
- (ニ) ケラニ川流域における地方自治体及び中央政府による防災関連事業への

#### 予算配分実現に係る課題の分析

##### (又) ケラニ川流域における地方防災計画策定・実施に係る課題の分析

- ③ 評価分析団員が各面談の議事録を作成する際に、担当分野の情報を提供する。
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、機材供与等 R/D 記載事項）を、JICA と相談のうえ検討する。
- ⑤ 調査結果及び相手国関係機関等のコメントを踏まえたうえで、JICA による PDM,PO 案（和文・英文）、及び M/M 案（英文）と R/D 案（英文）の作成に際して担当分野に係る情報提供を行う。
- ⑥ 実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案への説明に参加し、担当分野に係る内容の説明、補足を行う。
- ⑦ JICA スリランカ事務所等へ担当分野に係る現地調査結果を報告する。

##### (3) 帰国後整理期間（2019 年 10 月上旬～10 月中旬）

- ① 本体事業における安全対策を計画・積算のうえ、案件別安全対策検討シート（案）（和文）を作成する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 評価分析分野団員による事業事前評価表（案）（和文）の作成に際して、担当分野に係る情報提供を行う。
- ④ 評価分析分野団員によるリスク管理チェックシートの作成に係る必要情報の取り纏めに際して、担当分野に係る情報提供を行う。
- ⑤ 収集した情報及び資料を分析・整理し、詳細計画策定調査報告書（案）（和文）の担当分野に係る部分を作成する。
- ⑥ JICA が最終化する本プロジェクトの具体的な投入計画案を、技術的な観点から作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) 業務完了報告書

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）及び案件別安全対策検討シート（案）（和文）を参考資料として添付の上、電子データをもって提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒コロンボ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は以下を予定しています。

- ・ 現地派遣：2019年9月8日～2019年10月5日

現地調査については、本業務従事者と、同期間に別途派遣される評価分析分野の団員による調査となります。また、現地調査期間の後半二週間において、JICA職員が同行するケラニ川流域現場出張、JICA職員によるプロジェクト内容の最終調整に係る協議及びM/M署名の実施を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- (ア) 協力総括 (JICA 本部)
- (イ) 技術総括 (JICA 本部)
- (ウ) 協力企画 (JICA 本部)
- (エ) 防災・治水計画 (本コンサルタント)
- (オ) 評価分析 (別途 JICA が契約するコンサルタント)

#### ③ 便宜供与内容

JICA スリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- (ア) 空港送迎

あり

- (イ) 宿舍手配

あり

- (ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

- (エ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループ防災第二チーム (TEL:03-5226-9592) で配布します。

- ・ 要請書
- ・ 協力枠組 (JICA 案)
- ・ 安全対策ガイダンス

- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館等のウェブサイトで公開されています。

- ・ スリランカ国防災セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート

[http://open\\_jicareport.ica.go.jp/pdf/12291936.pdf](http://open_jicareport.ica.go.jp/pdf/12291936.pdf)

- ③ 本契約に本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) 安全管理

- ① 現地調査/業務の実施に際しては、JICA の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、スリランカ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、これらの実施状況を JICA 所定の書式により渡航前に予め連絡し、JICA の承認を得ること。

(渡航前)

ア) JICA が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者は、必ず初回現地渡航前までに「安全対策研修」(対面座学) 及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。

イ) JICA 安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：現地渡航前に必ずブリーフィングを受けること。

ウ) 外務省「たびレジ」への登録：現地渡航前に必ず登録を行うこと。

(渡航後)

エ) スリランカ到着後、速やかに JICA 事務所によるブリーフィングを受けること。

- ② 現地調査/業務期間中は、現地の治安状況について安全管理を所掌する JICA スリランカ事務所より十分に情報収集を行い、連絡を密にとること。また、スリランカ国内での安全対策については JICA スリランカ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表を JICA スリランカ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査/業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA スリランカ事務所に報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、宿泊場所や執務場所についても、スリランカ事務所と協議の上、決定し確保すること。

- ③ 宿泊場所は、JICA スリランカ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価に収まるホテルが満室ないし安全管理上の理由から JICA スリランカ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、以

下方法により実費精算する。

- ア) ホテルの宿泊の領収書（原本）等に基づき、JICA 所定の宿泊料確認表により、業務従事者の渡航毎に調整単価による宿泊料について JICA スリランカ事務所の確認を受け、打合簿を取り交す。
- イ) コンサルタント等は、精算時には上記打合簿（写）を添付の上、JICA 所定の精算報告明細書により業務従事者の渡航毎に調整単価による宿泊料を記載（基準単価による宿泊料とは区別して記載）して請求する。

#### （４）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防災ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ③ 本業務に係る契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以 上